

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 本田 裕子

野生生物保護をめぐってしばしば用いられるフレーズに「人と野生生物との共生」がある。これは生物学における共生そのものではなく、人間社会と自然環境との調和を目指す政策概念として用いられる。しかし、共生という言葉が当事者である住民の意識を欠いて用いられた場合、住民は対象となる生物との共生を強いられることになる。本論文では、野生生物保護と住民との関係性、すなわち「野生生物保護のために、住民がその保護の対象となる生物との特定のかかわりを求められたり、またはかかわりそのものを排除されたりなど、負担をかけられる状況」を「強いられた共生」と定義する。これに基づき、本論文は、兵庫県豊岡市で2005年9月から開始されているコウノトリの野生復帰を主な事例として、野生生物と住民とのより望ましい関係性（＝共生関係）がどのように生成されるのか、またそれはどのようなものなのか、を明らかにすることを目的とするものである（序章）。

まず、先行事例・研究から野生生物保護がどのような変遷をたどり、「強いられた共生」をもたらしているのか、野生生物保護が住民をどのように捉えてきたのかが明らかにされた。そして、コウノトリの野生復帰がもたらす「強いられた共生」を把握するうえで、住民がそれをどのように「捉え」、それとどのように「かかわり」、それをどのように「受け入れ」ているのか、という3つの論点が重要であることが示された（1章）。

そして、上記3つの論点を対象にしたアンケート調査及び聞き取り調査が実施された。その結果、人々はコウノトリに対して「地域を象徴するものである」とか「コウノトリが生息できる環境は人間にとっても良い環境である」といった付加価値をつけることで放鳥を肯定的に「捉え」ていたこと（2章）、「農業の生き残りのため」にコウノトリの野生復帰を活用することを通して、コウノトリを保護せざるを得ない「遠い」存在ではなく「地域のもの」という生活に密着した「近い」存在としていること（3章）、しかし特に農業従事者は負担への不安も抱えながらの受け入れであること（4章）が明らかにされた。

これらの結果より、共生関係は、金銭的利益の有無にかかわらず、保護の対象となる生物を「地域のもの」として捉え、そのなかで住民たちが自分たちの地域への「自信獲得の機会」をもたらされるような関係性、と再定義された（終章）。

以上のように、益害を明確に捉えるわけはなくても「地域のもの」という視点から共生関係が生成されることを明らかにした本研究は、他の野生生物保護の事例にも重要な示唆を与えうるものであり、学術上および実践上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。